

令和  
8年度

伊勢崎市空き家除却補助事業

# 空き家の**除却工事費用**を **補助**します！



# 令和8年度 伊勢崎市空き家除却補助金

## 対象者

空き家の所有者またはその相続人（個人）

## 補助対象

### 空き家

- 1年以上居住されていないこと
- 併用住宅にあっては、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること

## 補助対象

### 工事

- 補助金の交付決定を受けた後に着手する工事であること
- 市内に事業所を有する事業者が施工する工事であること

## 補助金額

- **危険空き家※1 除却工事費の5分の4、上限50万円**  
※1 住宅地区改良法に規定する不良住宅のうち、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空き家
- **旧耐震空き家※2 除却工事費の5分の2、上限25万円**  
※2 昭和56年5月以前に建築された建築物

## 補助件数

- 危険空き家 **20件** ● 旧耐震空き家 **20件** （ともに先着順）

## 申請期間

令和8年5月8日（金）～9月30日（水）

## 申請方法

### 窓口を持参

- 申請期間中の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分の間に住宅課へお申し込みください。（土・日、祝日を除く）

### 郵送での申請

- 書類の提出期限は令和8年9月30日（水曜日）です。【当日消印有効】

## その他

申請書の手引きや様式は、住宅課または本庁・各支所情報コーナーのほか、市の公式ホームページでも入手できます。



## お問い合わせ

伊勢崎市役所 建設部住宅課 空家対策係（伊勢崎市役所本館3階）

住所

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話番号

0270-27-2797

E-mail

juutaku@city.isesaki.lg.jp

